

議第188号

滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定する条例案

上記の議案を提出する。

平成25年11月28日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定する条例

滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）第21条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）を次の表のとおり指定する。

名 称	主たる事務所の所在地	滋賀県税条例第21条の2第1項第4号の期間
特定非営利活動法人あさがお	大津市浜大津三丁目2番4号	平成26年1月1日から平成30年12月31日まで

付 則

この条例は、公布の日から施行する。